

福島県保健医療福祉復興ビジョンの 概要と進行管理办法について

令和元年8月26日（月）

福島県社会福祉審議会



1 福島県保健医療福祉復興ビジョン

「福島県保健医療福祉ビジョン」(平成25年3月)の全体図

＜基本理念＞

すこやかで ともにいきいき “新生ふくしま”

＜めざす将来の姿＞

東日本大震災や原子力災害を克服し、全国に誇れる水準の保健・医療・福祉により、将来の本県社会が支えられています。

- 1 一人ひとりが、人や地域とのつながりと思いやりを大切にし、お互いを支え合う 温かな社会
- 2 夢や希望を持ち、生涯を通じて健やかに暮らせる豊かな社会
- 3 保健・医療・福祉サービスの充実と、不測の事態への備えがなされ、快適に暮らせる 安全・安心な社会



＜めざす将来の姿を実現するための基本目標＞

復興へ向けた
保健・医療・
福祉の推進

全国に誇れる
健康長寿の
県づくり

地域医療の
再生と最先端
医療の推進

日本一安心して
子どもを生み
育てられる環境
づくり

ともにいきいき
暮らせる福祉
社会の推進

誰もが安全で
安心できる生活
の確保



<基本目標ごとの施策の方向>

復興へ向けた保健・医療・福祉の推進

- 復興へ向けた心身の健康管理対策の推進 ○医療提供体制の回復
- 最先端医療体制の整備 ○安心できる子育て環境の整備 ○福祉サービス提供体制の復旧
- 飲料水及び食品等の安全性の確保 ○保健・医療・福祉の連携体制の構築

全国に誇れる健康長寿の県づくり

- 復興へ向けた心身の健康管理対策の推進(再掲) ○心身の健康を維持、増進するための環境づくりの推進
- 生活習慣病を予防するための環境づくりの推進 ○がん予防・医療の推進 ○高齢者の介護予防の推進
- 健全な食生活を育むための食育の推進 ○感染症対策の推進 ○歯科口腔保健の推進

地域医療の再生と最先端医療の推進

- 医療提供体制の回復(再掲) ○医師、看護師等の確保と資質の向上 ○安全、安心な医療サービスの確保
- 最先端医療体制の整備(再掲)
- 血液の確保と医薬品の有効性・安全性の確保

日本一安心して子どもを生み育てられる環境づくり

- 安心できる子育て環境の整備(再掲) ○社会全体で子育てを支援する仕組みの構築
- 子どもの健全育成のための環境づくりの推進 ○子育て家庭の経済的支援 ○援助を必要とする子どもや家庭への支援
- 妊娠・出産・育児の一連において充実した保健・医療体制の確保 ○次代の親を育成するための環境づくりの推進

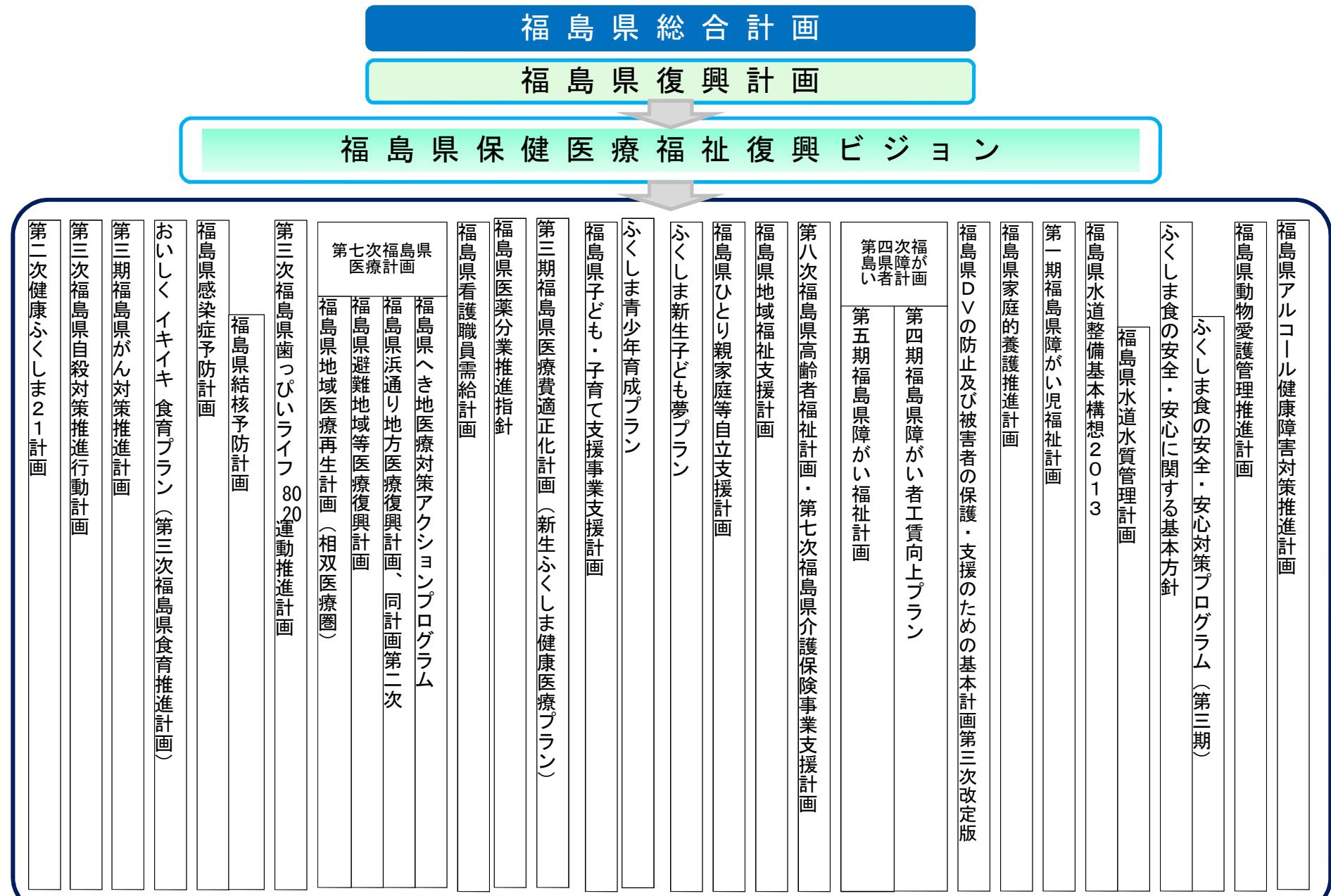
ともにいきいき暮らせる福祉社会の推進

- 人格、人権、個性を尊重する社会づくりの推進 ○誰もが人と人とのつながりを感じることができる社会づくりの推進
- 生活に希望を持ち自らの能力を発揮できる社会づくりの推進 ○福祉サービス提供体制の復旧(再掲)
- 高齢者を対象とした介護・福祉サービスの充実 ○地域生活移行や就労支援など障がい者の自立支援
- DV、虐待防止及び被害者の保護・支援 ○介護・福祉サービスの質の向上 ○生活支援の充実

誰もが安全で安心できる生活の確保

- 飲料水及び食品等の安全性の確保(再掲) ○ユニバーサルデザインに配慮した人にやさしいまちづくりの推進
- 生活衛生水準の維持向上 ○安全な水の安定的な供給 ○生産から消費に至る食の安全・安心の確保
- 人と動物の調和ある共生 ○健康危機管理体制の強化 ○災害時の保健医療福祉体制の強化

<保健・医療・福祉関連計画体系>





2 福島県保健医療福祉復興ビジョンの進行管理方法

1 基本的な考え方

- 福島県保健医療福祉復興ビジョンの着実な推進を図るため、6つの基本目標ごとに主な施策の進行状況を点検するとともに、今後施策を展開するまでの課題を抽出し、その課題解決の取組を具体化するための方向性を示す。

		施策数	指標数
1	復興へ向けた保健・医療・福祉の推進	7	15
2	全国に誇れる健康長寿の県づくり	7(1)	27
3	地域医療の再生と最先端医療の推進	3(2)	6
4	日本一安心して子どもを産み育てられる環境づくり	6(1)	12
5	ともにいきいき暮らせる福祉社会の推進	8(1)	24
6	誰もが安全で安心できる生活の確保	7(1)	6
		38(6)	90

2 進行管理の方法

(1) ビジョンの進行状況の点検は、6つの基本目標ごとの主な施策及び指標の進捗状況を毎年度把握、分析することにより実施する。

なお、県総合計画及び復興計画に位置付けられている保健・医療・福祉に関する施策の進行管理と整合を図りながら点検に取り組むものとする。

(2) 多様な意見の反映、客観性の向上を図るため、点検結果は社会福祉審議会に報告・意見聴取し、ホームページなどを活用して公表する。

(3) 社会福祉審議会からの意見を踏まえ、次年度以降の取組等に反映させる。